

湧水の保全について

1. 背景

湧水は、身近な水源として、また、水循環の恵みの象徴として、古くから人々に親しまれてきた。湧水は、健全な地下水環境の「覗き窓」でもあり、平成 18 年に閣議決定された「第三次環境基本計画」においても、健全な水循環の確保の指標として「湧水の把握件数」が挙げられ、中長期的目標として湧水の保全に取り組むべきとされている。

しかしながら、これまで都市化に伴う涵養域の低下や過剰な揚水による水位低下、地下水汚染の進行等により、湧水の枯渇や水質悪化がみられる。

このような状況をふまえ、湧水を保全し、もって健全な水循環の確保を図るため、環境省では、平成 19 年度から湧水保全・復活活動支援に取り組んできた。

2. これまでの取組状況

湧水アンケート調査

全国の自治体に対し、湧水の把握状況についてアンケート調査を実施した。平成 20 年 3 月末現在での全国湧水把握件数は 12,820 箇所。

湧水モデル地域調査

地域における湧水保全・復活活動を推進するため、モデル地域（福島県喜多方市、埼玉県入間市、山梨県北杜市、鹿児島県志布志市）において、湧水保全・復活の具体的方策検討及び活動支援を行った。

湧水保全・復活のあり方の検討

モデル地域における調査の結果をふまえ、湧水把握のための具体的調査方法、湧水保全・復活のあり方について検討を行っている。

3. 今後の取組

全国湧水把握調査の実施

湧水モデル地域調査

引き続き、モデル地域において、湧水保全・復活の具体的方策検討及び活動支援を行う。

湧水保全ガイドラインの策定

平成 19 年度からの検討結果をふまえ、平成 21 年度に地域における湧水保全・復活活動を支援するための「湧水保全・復活ガイドライン」を策定する予定である。